

第155回刑事司法国際研修の概要 ～アジ研国際研修レポート⑤～

清野憲一

1 はじめに

本レポートにおいては、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）が、平成25年8月21日から9月27日までの間に「刑事事件における効果的な証拠収集及び立証」をテーマとして実施した第155回刑事司法研修の概要をご紹介する。同研修には、海外から17名（10か国）、国内から7名の合計24名の研修員が参加し、海外客員専門家（Visiting Experts (VE)）3名、国内の専門家（Ad-hoc Lecturers）6名を招いて講義をいただいた。

アジ研の研修に参加するのは発展途上国の刑事司法機関職員であるが、捜査における被疑者・被害者の人権重視、自白や取調べに依拠した捜査・立証の困難化、客観証拠収集の必要性の増大は、我が国だけではなく、グローバルな潮流であり、捜査・公判に携わる職員がこのような流れに的確に対応して、犯人を確実に検挙・処罰することは各国刑事司法機関職員に等しく課された課題である。

本研修は、このようなグローバルな潮流を踏まえ、研修参加者に対して、真実を引き出す適正な取調べ、客観証拠の収集、収集された証拠の公判における効果的な立証に関する実務能力を向上させることを企図して行われたものであり、その内容を紹介することは、我が国の刑事司法機関職員が裨益するところも大であると確信する¹。

2 研修参加国における捜査・公判に関する制度・実務²

(1) アゼルバイジャン

- 2000年に刑事訴訟法が制定された。
- 捜査機関及び捜査対象事件例は下記のとおり。
 1. 檢察庁：人道に対する罪、殺人、安樂死、汚職等
 2. 軍検察：軍人が犯した犯罪
 3. 内務省（警察）：薬物犯罪、人身取引、性犯罪等
 4. 国家保安庁：テロリズム、サイバー犯罪等
 5. 法務省：債務不払い罪、逃亡罪等
 6. 緊急事態対処省：消防法違反、森林破壊等
 7. 税務省：脱税、違法ビジネス、金融機関カード偽変造等
 8. 關稅委員会：美術・歴史的財産不返還、關稅脱税等
 9. 国境庁：密航罪等
- 捜査機関による犯罪隠蔽、違法逮捕、人権侵害等があった場合には、検察庁が事件を別の捜査機関に移送することを指示することがある。
- 捜査開始決定があると、捜査開始決定書の写しが24時間以内に検察庁に送付される。そして、捜査機関は事案の軽重に応じて6か月から18か月内に捜査を終結しなければならない。
- 逮捕後の身柄拘束時間は原則24時間で、48時間に延長することができる。
- 公判前手続における身柄拘束期間は、事案の軽重に応じて3か月から12か月とされている。
- 弁護人は捜査機関の行う取調べへの立会権を有し、被疑者が弁護人の立会を希望した場合及び被疑者が心身障害者等の場合には弁護人の立会は義務的である。
- 被疑者取調べの録音・録画は、捜査官の裁量により実施することができる。
- 裁判所の命令により郵便物の検査、通信傍受、会話傍受等が可能

である。

- 捜査官は捜査の結果、起訴可能な証拠を収集した場合には、起訴状を起案して事件を検察庁に送致し、検察庁は5日以内に、①裁判所への事件送致、②補充捜査のための警察への事件逆送、③刑事手続きの停止等の処分を決定する。
- 裁判所は事件が検察庁から送致されたときには、事案の軽重に応じて7日または15日以内に準備聴聞手続を開いて被告人の認否を確認する。
- 私人訴追が可能である。私人訴追事件においては被害者またはその代理人が公判を進行する。
- 事実認定から量刑に関する決定は3人の裁判官の多数決によるが、無期拘禁刑は裁判官の全員一致を要する。なお、陪審制はない。
- 少数意見を有する裁判官は、自分の意見内容を起案して封筒に封緘し、同封筒は記録に編綴され、上級審の審理において裁判官にのみ参照され得る。
- 判決に対する上訴期間は20日間である。
- 無罪となった被告人には国家補償が与えられ得る。
- (2) ブラジル
- 捜査機関としては警察（連邦警察及び州警察）、環境庁、内国歳入庁、中央銀行、証券取引委員会、経済活動規制評議会（COAF）等がある。
- 檢察庁の捜査権限については法律上の規定はないものの、汚職事件等について独自捜査が行われている。これに対して、警察のみを捜査機関とするための憲法改正案が出されたが、国民の強い反対により、同改正案は2013年6月に否決された。
- 逮捕に伴う身柄拘束時間は24時間であり、その後の被疑者勾留期間は州にあっては10日、連邦にあっては30日（薬物犯罪、テロリズムにあっては60日間）である。
- 警察は取調べの任意性を立証するために取調べを録音・録画する

ことがある。

- 弁護人は取調べへの立会権を有する。
- 檢察官は警察に命令する権限は有しないが、特定の捜査をするよう要請することはできる。
- 複数の捜査機関で共同捜査班を作ることがある。
- 捜査判事による被疑者取調べは録音・録画される。
- 裁判所は金融機関に対して標準電子書式で取引データを提出するよう命ずることができる。
- 特殊捜査手法としては、通信傍受、E-mail 傍受、会話傍受、コントロールド・デリバリー、秘密捜査官の活用（新組織犯罪法）があり、いずれも裁判官の令状が必要である。
- 起訴権限は検察官が独占しているが、私人訴追も例外的に認められる。起訴基準は相当の理由で足り、原則として起訴法定主義による。
- 答弁取引制度はないが、2年以下の拘禁刑の罪については検察官と弁護士の取引による簡易な公判手続によることができる。また、検察官は2年から4年の範囲で刑事手続の進行を停止することができ、その間、被告人を保護観察に付することができます。
- 起訴後、全ての捜査記録は裁判官に送付される。伝聞法則はない。
- 証人テストは禁止されていないが、一般に検察官は証人テストを行わない。
- 証人保護のためのビデオ会議、被告人の退廷等の制度がある。また、政府は1999年から証人保護プログラムを実施している（新住居や暫定住居の提供、ID や個人データの保護、月額給付金、公務員や軍人に関する給与補償、社会的・医学的・心理的ケア等）。
- 違法収集証拠排除法則が憲法により規定されている。
- 原則としては単独裁判官による裁判によるが、生命に対する罪については7人の市民による陪審裁判（評決は多数決）が行われる。また組織犯罪については3人の裁判官の合議制による。

○ 1999年被害者・証人保護法が協力的な被告人に対する優遇措置を規定している。組織犯罪取締法やマネーロンダリング取締法違反事件について検察官と被告人との書面の合意による優遇措置がある。

- 犯罪の検挙率は8%である。

(3) ブータン

- 警察は微罪（最高刑が1年以下の拘禁刑）を起訴する権限を有する。それ以外の罪については警察は捜査後、事件を検察庁に送致する。
- 他の捜査機関としては、反腐敗委員会（ACC）があり、汚職事件について捜査する。
- 檢察官は警察に対して捜査を指示する権限はないが、捜査の問題点については検察・警察が協働して解決している。また、警察送致の捜査が不十分な場合には、検察官は理由と共に事件を警察に逆送することができる。
- 逮捕に伴う身柄拘束時間は24時間（但し、引致に必要な時間及び休日を除く。）である。この期間に捜査を終了できないときには、警察は裁判所に被疑者を送致して聴聞手続を経て、裁判所は一般犯罪については49日間、重大犯罪については109日間の勾留を認めることができる。また、この際、裁判所は警察に対して補充捜査を命ずることができる。
- 捜査官は被疑者の取調べ状況を録音・録画することができる。この録音・録画は、取調べが適切に行われたことを立証したり、被疑者の記憶喚起のために使用される。
- 弁護人は取調べに立ち会うことができ、弁護士の立会は少年の被疑者においては義務的である。
- 捜索令状は発付から21日以内に執行しなければならない。
- 裁判所は起訴された事件を受理した場合には、迅速に聴聞手続で起訴に合理的な理由があることを確認した上、事件登録をする。事件登録から10日以内に、裁判所は聴聞を行い、事件の手続上・法律

上の問題点等を明確化する。

- 答弁取引は刑事訴訟法に規定されている。
 - 伝聞法則は存在するが、商取引上の記録、公判供述が歪められたものである場合等には例外が認められる。
 - 情報源の保護は法律によって認められている。
- (4) モルディブ
- モルディブの法律は、イスラムのシャリア法とコモンローの変形であり、オーストラリアの弁護士の支援により法制度改革中である。2008年に憲法が制定された。
 - モルディブの捜査機関は、モルディブ警察（MPS）、反腐敗委員会、モルディブ税関庁、警察廉潔委員会、モルディブ内国歳入庁がある。
 - 檢察官は、自ら捜査を行う権限を有しないが、捜査機関に捜査指示を行う権限を有する。
 - 法科学部門は警察内にあるが、米国FBIの支援を受けている。
 - 逮捕に伴う身柄拘束時間は24時間であり、必要があるときには裁判官は更に被疑者を勾留することができ、この場合の勾留期間は裁判官の裁量に委ねられる。
 - 警察の取調べの録音は義務的であるが、録画は裁量的である。
 - 捜査が終了すると全ての記録は捜査機関から検察官に送付される。証拠不十分の時には検事総長府は事件を警察に逆送することもある。訴追は検察官が行う。
 - 檢察官は、ベストエビデンスを選別して裁判所に提出する。
 - 檢察官は証人尋問する前に証人テストを行う。
 - 自白した際の取調べは録音されていても、憲法の規定により、公判で自白しない限り捜査期間中の自白には証拠能力がない。これが被告人の否認や無罪を著しく高める原因となっており、性犯罪等において同規定を制限するための立法が行われている。
 - 公判はモルディブ刑事裁判所で開かれる。陪審裁判は行われてい

ない。

- 公判に提出される全ての検察官証拠は被告人・弁護人に開示される。

(5) モルドバ

- 捜査機関としては、警察（内務省）、国家反腐敗センター、関税省、検察庁がある。
- 通常、検察官は警察等が行う捜査を指揮する権限を有し、警察からの送致事件について自ら取調べを実施する。更に、検察官は、警察送致事件でなくとも、独自捜査を実施することもできる。
- 逮捕に伴う身柄拘束時間は72時間（少年は24時間）である、捜査判断事の決定により30日間の勾留が認められる。捜査のための勾留は最大12か月（少年は4か月）である。
- 取調べを録音・録画することは可能である。
- 少年の取調べでは弁護人の立ち会いが義務づけられる。
- 被害者の取調べには認知心理学に依拠した面接が行われる。
- 被疑者の取調べにおいても、一般に認知心理学に依拠した面接が行われるが、自白を獲得するために、①自白した場合の刑の減輕を提案すること、②被害者や目撃者等との対質を行うことがある。
- 特殊捜査手段としては、通信傍受等がある。

(6) ネパール

- 捜査機関は、ネパール警察、権限濫用捜査委員会（CIAA）、反マネーロンダリング省、歳入捜査省、入国管理省、外国人雇用省、中央麻薬類取締局、地区森林事務所、国立公園・野生動物保護事務所、中央及び地方食料研究所、地方行政事務所等がある。
- 1990年刑事訴訟法により検察権は検事総長（AG）に与えられ、この権限を部下である検察官が行使することとされた。そして、1992年政府事件法により警察・検察の共同捜査体制が廃止され、警察のみ捜査を行い、検察官は警察官の捜査に指示をなし得ることとされた。

- 檢察庁は、中央の検事総長府（OAG）、16の高等検察庁、75の地方検察庁がある。
- 2007年憲法により死刑が廃止された。
- 警察は、被害届等を受理して捜査を開始する際に第一次情報報告書（FIR）を作成してこれを登録する。警察官がFIRを登録しようとするときには、告訴人等は上級の警察官にこれを登録するよう要求することができる。
- 警察は、捜査を開始したときには、速やかに予備報告書を検察官に提出し、検察官はこの報告書に基づいて指示を行う。
- 逮捕は令状によらない逮捕が普通である。逮捕に伴う身柄拘束時間は24時間である。24時間を超えて身柄を拘束する必要があるときには、裁判所が25日（組織犯罪は60日、薬物犯罪は90日）を超えない範囲で被疑者を勾留に付する。この勾留期間中は保釈はない。
- 警察官の取調べには検察官が立ち会う。これは拷問によって自白を獲得しようとすることを抑止するためである。拷問があったことの立証責任は被告人にある。
- 警察による被疑者取調べに録音・録画は義務づけられておらず、一般に録音・録画は行われていない。
- 警察の被疑者取調べにより調書が作成されるときには、検察官がその内容を確認する義務がある。
- 無料の法律扶助を受ける権利が憲法により保障されている。
- 捜索を行うのには通常裁判所の令状は必要でない。捜索を行うには中立の立会人が2名以上必要である。警察は、捜索を行ったときには、3日以内に裁判所に押収品目録を提出しなければならない。
- 被疑者の面割りを行う場合には、年齢、顔つき、肌の色等が似た者が最低4人は必要とされる。
- 檢察官は、捜査の結果証拠が十分と判断すれば起訴状を起案して裁判所に提出する。証拠が十分でないと判断するときには、事件を警察に戻し、或いは被疑者を釈放して更なる捜査を指示する。検察

- 官が警察に補充捜査を指示する割合は14%、送致された事件について検察官が公訴提起をしない割合は3～4%である。
- 起訴状には、被告人の氏名・住所、第一次情報報告書記載の詳細、犯罪事実の詳細、事実に関する主張及びこれを立証する証拠、法律の適用、被告人の前科、適切な量刑、被害者への賠償措置等について記載する。
 - 刑事事件は、地方裁判所や準司法機関（税関庁等）等で審理される。事件が起訴されると裁判所では事件を登録し、その後、保釈の要否を判断するために予備聴聞が行われる。法定刑が3年以下の拘禁刑の時には権利保釈が認められる。薬物事犯や人身取引罪においては保釈は認められない。被告人が逃亡したときには警察が所在捜査を行う。
 - 1974年証拠法により伝聞法則が定められている。
 - 証人が予定通り出頭することは稀であり、これが手続遅延の原因となっている。
 - ネパールには陪審制はなく、裁判官が事実認定を行い、有罪の場合にはその後に量刑手続を行う。
 - 強姦、人身取引等の重大犯罪については、2013年の最高裁判所判決により迅速な審理手続を行う必要がある。
 - 地方裁判所における有罪率はおおむね70%前後（準司法機関にあっては100%に近い。）である。
 - 現在、刑法法案及び刑事手続法法案が審議されている。ここでは答弁取引、微罪事件の終了権限、追起訴権限、起訴状訂正権限、起訴状の警察への交付義務、インターネットを利用した召喚状等の告知、保釈保証金制度の導入、ビデオ会議による証人尋問、検察側証人の保護、相被告人による反対尋問の許容、社会内処遇としての共同体内処遇命令、10歳未満を刑事未成年とすること、矯正センター、夜間・週末拘禁、開放刑務所、仮出所等の規定が置かれている。

(7) タイ

- 捜査機関としては、警察、刑務官、物品税省、税関省、港湾省、入管職員等がある。
- 檢察官は、国外犯の捜査等を自ら行う権限を有する。
- 逮捕に伴う身柄拘束時間は48時間であり、裁判所による起訴前の勾留期間は、事案の輕重に応じて、7日間（法定刑6月以下）、48日間（法定刑6月超10年未満）、84日間（法定刑10年以上）とされている。
- 被疑者取調べは録音・録画しない。
- 訴追は検察官が行うが、私人訴追も認められる。私人訴追をした被害者が死亡した場合には、その配偶者等が訴訟追行し得る。
- 檢察官訴追事件にあっては裁判所は予備審問を行わないが、私人訴追事件にあっては裁判所は予備審問を行う。
- 公判前期日においては、当事者は異議の申し出等を行うことができる。
- 答弁取引は存在しない。
- 裁判所は被告人不在でも審理を進め得る。
- 公判では、ベストエビデンスルール、伝聞法則（但し公判供述よりも信用すべき証拠に関する例外規定有り）に基づいて証拠調べが行われる。

(8) ウクライナ

- ウクライナは1995年に欧州評議会に加盟し、以後司法制度改革が活発に行われている。2010年司法制度及び裁判官の地位法（2013年6月改正）、2012年弁護及び弁護士の活動法、2012年刑事訴訟法等がある。
- 捜査機関としては、警察、内務省、公安機関、税務当局、検察官がある。
- 檢察官は自ら被疑者や証人を取り調べる権限を有する。
- 警察は、犯罪を認知してから24時間以内に公判前捜査統一記録に

情報を入力して捜査する義務がある。

- 逮捕に伴う身柄拘束時間は24時間であり、公判前勾留期間は事案の輕重に応じて1～12か月とされている。この間に検査官、検察官、検査判事が協働して捜査を実施する。
- 被疑者の取調べは1日8時間の制限があり、2時間毎に休憩を入れる必要もある。取調べ状況を検査官の裁量により録音・録画することが可能である。また、ビデオ会議による取調べや対質による取調べが認められている。
- 弁護人は被疑者取調べに立ち会う権限を有する。
- 秘密捜査手法については、補充性、検査判事の承認を受けること、実施期間の上限は18か月であり、実施終了後24時間に記録を検察官に送り、検察官は、権利を侵害された者に対して秘密捜査終了から12月の間に捜査内容を書面で知らせる等の制約がある。
- 秘密捜査手法としては次のものがある。
 1. 個人の音声・ビデオ監視
 2. 通信内容の差押え、検査
 3. 通信ネットワークからの情報取得
 4. 電子情報システムからの情報取得
 5. 私的場所の検査
 6. 無線電子機器の場所の特定
 7. 個人監視
 8. 場所の音声・ビデオによる監視
 9. 犯罪遂行のコントロール（コントロール・デリバリー等）
 10. 組織犯罪の解明
 11. 検査試料の秘密入手
 12. 秘密協力者の使用
- 起訴は検察官が行うが、私人訴追も可能である。
- 答弁取引に関する制度としては、①和解合意（重大でない犯罪または私人訴追の犯罪について被疑者と被害者が刑事責任や量刑につ

いて合意をするもので、裁判所がこれを認容した場合には、被害者は被疑者に対して更なる処罰を求めることができなくなるもの）、②答弁合意（検察官と被告人が答弁内容及び量刑について合意するもので、裁判所がこれを認容した場合には、合意に従った量刑がなされる。但し、一方当事者が合意内容を遵守しなかった場合には、判決の取消し原因となる。）がある。

- 起訴事件の審理に当たっては、検察官は全ての捜査記録を裁判所に提出する必要があり、証拠を取捨選択して裁判所に提出することはできない。

- 検察官は証人テストを行わない。
- 伝聞法則はあるが、捜査段階の供述に説得力がある場合等には例外が認められる。
- 裁判所は証人保護の目的等のため、ビデオ会議による尋問を行うことができる。

(9) バヌアツ

- 捜査機関はバヌアツ警察のみである。
- 検察官には捜査権限はなく、警察の捜査を直接指揮する権限もない。但し、検察官は事件の問題点を指摘して事件を固めるための検査として必要な事項を助言することはできる。
- 逮捕に伴う身柄拘束時間は24時間であるが、検察官の申請により裁判官は被疑者を14日間勾留することができる。裁判官は勾留を認めた翌日に被疑者について答弁または付託聴聞手続を行う。
- 被疑者取調べは2人以上の検査官が実施しなければならない。取調べの録音・録画は行われていない。取調べに弁護人は立ち会い可能である。
- 起訴後、検察官は事件を立証するのに必要な証拠を裁判所に送付するが、事件によっては全ての証拠を裁判所に送付することもある。
- 裁判所は、保釈で被告人を逃亡させないため、保釈保証金の徴収だけではなく、旅券の提出、銀行関係書類の提出を命ずることもある。

る。

- 検察官は証人テストを行い、反対尋問対策も行う。
- ビデオリンク等による証人保護措置は行われていない。但し、児童証人の保護についてUNICEFの支援により指針が作成された。
- 答弁取引制度が検察官の指針に基づいて行われている。ここでは、答弁取引は被告人のみから提案することができること、適切な量刑を獲得すべきことなどが記載されている。
- 陪審制度はなく、職業裁判官により事実認定がなされる。

(次号に続く)

(国連アジア極東犯罪防止研修所次長)

- 1 本研修の主要部分は、アジ研の定期刊行物であるResource Material Seriesで近く公刊予定である。その内容はアジ研のホームページ(<http://www.unafei.or.jp/>)でもダウンロード可能である。是非ご参照願いたい。
- 2 本稿における記載は、筆者が日本にとって参考になりそうな点や日本と異なる興味深い点等を選択的に記載したもので、全ての刑事手続の概要を網羅したものではない。また、本項目の記載に当たっては、研修員作成のペーパーだけではなく、研修員から提供を受けた資料、本研修と同時期に行われた日本・ネパール司法制度比較共同研究において入手した情報、インターネット情報、書籍情報等の内容も記載しており、その内容の文責は全面的に筆者にある。